

バンカー条約及び難破物除去ナイロビ条約の国内法制化についての対応方針（案）

1. 背景・目的

船舶からの燃料油の流出等により生じる汚染損害についての賠償支払いの確保を目的とした「2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」（バンカー条約）並びに排他的経済水域に存在する難破物の除去及びその費用の支払い確保を目的とした「2007年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約」（難破物除去ナイロビ条約）は、それぞれ2008年、2015年に発効しており、我が国においては、これらの条約の締結は行っていないものの、2004年に船舶油濁損害賠償保障法を改正し、総トン数100トン以上の外航船舶に対して、両条約の主要な規定である保険への加入義務づけ等を独自に実施しているところである。

主要な貿易航路である我が国周辺海域においては、従来より座礁事故が多発しているが、近年、船舶の大型化に伴い、燃料油による汚染損害や難破物の除去費用の負担による損害は甚大なものとなっている。事故船舶の所有者及び保険者が国外に所在する場合、船舶所有者と連絡がとれず、保険者についても、所有者との契約に基づく免責事項を根拠に補償を拒む等の例も発生している。仮に被害者が国内で訴訟を起こしても、国外に所在する者には判決の効力が及ばない。このため、被害者への賠償が確実に実施されるための国内法の整備が求められている。

2. バンカー条約及び難破物除去ナイロビ条約について

バンカー条約及び難破物除去ナイロビ条約は、被害者から保険者への直接請求権を規定しており、バンカー条約では、これに加え、被害者の賠償請求に対して管轄する裁判所が下した判決を締約国間で相互承認する規定を設けている。近年、両条約の締約国が増加し、これらの規定による被害者補償の実効性が高まったことから、我が国においても両条約を締結し、国内法制化する必要がある。また、難破物除去ナイロビ条約は、締約国の判断により条約の適用を締約国の領域に拡大することが可能となっており、被害者保護の拡大を図るとの観点から、我が国においても、同条約の締結に当たっては、同条約の適用を我が国領域に拡大する必要がある。

3. 対応方針案

船舶の海難等に伴う海洋汚染への対応や損害を被った被害者に対する補償に係る国際的枠組みは、大規模海難の経験を踏まえて構築されたものであり、従来より、我が国は条約に則って対応している。

バンカー条約及び難破物除去ナイロビ条約についても、以下の対応方針により国内法制化することとする。

- ・バンカー条約及び難破物除去ナイロビ条約が被害者補償を目的とした重要条約であることから、条約の締結に向けた作業及び国内法制化の作業を早期に進める。
- ・難破物除去ナイロビ条約については、我が国EEZ内だけでなく、領域内に存在する難破した船舶による損害の被害者についても救済する必要があるとの観点から、同条約第3条2に基づき、同条約の適用範囲を我が国領域に拡大する通告をIMOに行う。
- ・条約締結を進めるにあたっては、業界への影響を十分に把握して、条約の要求の履行に支障が無い範囲で、柔軟な運用を検討することとする。